

(第一類 第二号)

第三回國會 人事委員會會議錄第十五号

昭和二十三年十一月三十日(火曜日)

午前五時十八分開議

出席委員

委員長 角田 幸吉君

理事 根本龍太郎君 理事 赤松 勇君

理事 佐佐木 眞太郎君 理事 玉井 祐吉君

理事 淺利 三朗君 理事 菊池 義郎君

理事 中野 武雄君 理事 中山 マサ君

理事 野原 正勝君 理事 平島 良一君

理事 菊川 忠雄君 理事 島上善五郎君

理事 前田 種男君 理事 松澤 兼人君

理事 米窪 満亮君 理事 高橋 誠一君

理事 長野重右エ門君 理事 最上 英子君

理事 吉田 安君 理事 大島 多藏君

理事 水野 實郎君 理事 徳田 球一君

出席國務大臣

内閣總理大臣 吉田 茂君

大藏大臣 泉山 三六君

國務大臣 林 譲治君

國務大臣 大屋 實三君

國務大臣 小澤佐重喜君

労働大臣 増田甲子七君

出席政府委員

内閣官房長官 佐藤 榮作君

内閣官房次長 橋本 龍伍君

臨時人事委員 山下 興家君

臨時人事委員 上野 陽一君

臨時人事委員 佐藤 朝生君

總理事務官 岡部 史郎君

委員外の出席者

専門員 安倍 三郎君

本日の會議に付した事件

國家公務員法の一部を改正する法律

案内閣提出第七号

○角田委員長 これより開會いたします。

前會に引続き、國家公務員法の一部を改正する法律案を議題としてその審査を進めます。

この際御報告いたしておきます。高橋一君より民主黨を代表して本案に対する修正案が委員長の手もとに提出されております。これは印刷物として諸君のお手もとに配付してある通りであります。以上御報告いたしておきます。

○淺利委員 本案は連日審議を重ねましたので、この際質疑應答を打ち切り、ただちに討論に入り、議事を進められんことの動議を提出いたします。

○角田委員長 淺利君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○赤松委員 議事進行について。御承知のごとく第三國會はいわゆる國家公務員法の問題と賃金ベースの問題を審議し、かつ國家公務員法の附屬法案を審議いたします重大な國會であるのでございます。しかも本日一日の會期を控えまして、われ／＼は徹夜をいたしましてこの法案の審議をいたしておる。しかるにこの法案の提出者であり、その最高の責任者であります吉田内閣總理大臣が、本委員會に出席しないという事は、すなわち吉田内閣總理大臣がこの委員會を輕視し、かつ國會の權威を無視しておるものと言わざるを得ないのでございます。そこで私は吉田内閣總理大臣の出席を要求いたします。

たしまして、そうしてこの委員會におけるいわゆる共同提案になります修正案、あるいは政府原案の討論、これらの詳細なる事情を十分お聞きくださいまして、われ／＼とともに審議を進められんことを望みます。従つて吉田内閣總理大臣の出席まで暫時休憩を要求いたします。

○平島委員 ただいま吉田總理大臣の出席を要求する動議があつたのであります。すでにこの議案は總理大臣も出席いたしまして審議を済ましたのでありますから、私どもはその必要なきものと認めます。

○角田委員長 この際運輸大臣から発言を求められておりますから、これを許します。

○小澤國務大臣 ただいま赤松君からの要請もありましたが、この問題につきましては、すでに委員長よりの要請がありまして、ただいま迎へに行つておりますから、もうしばらくお待ちを願ひたいと思ひます。

〔動議は先議だと呼び、その他発言する者あり〕

○角田委員長 赤松君の動議に賛成の方は起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○角田委員長 起立多数。よつて暫時休憩します。

午前五時二十二分休憩

○角田委員長 起立多数。よつて暫時休憩します。

午前五時二十三分開議

○角田委員長 休憩前に引続き會議を開きます。

この際修正案について高橋君より説明を求めます。

○高橋委員 きわめて簡単に本修正案提出の理由を申し上げたいと存じます。

國家公務員法は、政府職員について適用すべき各種の根本基準を確立し、職員がその職務の遂行に當り、最大の能率を発揮し得るよう、民主的な方法で選擧され、指導されるべきことを定め、かつ職員の福祉及び利益のため十分なる保護の手段を講じ、もつて國民に對し公務の民主的かつ能率的な運営を保障することを目的とするものであります。

このことは申し上げるまでもございませぬ。本修正案はこの法律目的の達成のために、政府提出の改正原案をもつてしては十分と考えられる点について、それを修正いたしましたのであります。

この修正案の第一條は、政府原案によりますと、公務員の福祉及び利益のため十分なる保護の手段を講ずることを目的としておる法律であるにもかかわらず、その点が明確にされておらないのであります。私はこの法律のこの点に關する目的を明確にいたしておきますこと、將來この法律運用に關する指導精神を明らかにしておくことが必要と存じまして、配付されております通りに第一條に、公務員の福祉及び利益を保護するため、適切な手段を講ずることを含むところの、各般の根本基準を確立するといふように改めたのであります。すなわちここに本法案の欠点を補正いたしましたのであります。

その他の修正部分につきましては、大体本委員會において熱心に審議されたところでありまして、本委員會の討議の模様から見まして、各委員ともこれに賛意を表せられるところのものであると、私は確信いたしておるのであります。私は確信いたしておるのであります。私は確信いたしておるのであります。

以上簡単に修正案提出の理由を申し述べた次第でございます。

○角田委員長 これより本案並びに修正案を一括議題として討論に付します。討論は通告順にこれを許します。

菊川忠雄君。

○菊川委員 私は國家公務員法の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案、この二つに對して、日本社會黨を代表して反対の意を表したいと存じます。

國家公務員法の今回の改正の意図するところは、マ書簡に基いて、日本の國家公務員制度をより民主的に、能率的に改正するといふ点にあることは、われ／＼もマ書簡の趣旨について十分に了承いたしておるところであります。従つてわが日本社會黨として、この趣旨に基いて、國家公務員制度の改正に對しましては、十分に慎重審議して、合

その他の修正部分につきましては、大体本委員會において熱心に審議されたところでありまして、本委員會の討議の模様から見まして、各委員ともこれに賛意を表せられるところのものであると、私は確信いたしておるのであります。私は確信いたしておるのであります。私は確信いたしておるのであります。

以上簡単に修正案提出の理由を申し述べた次第でございます。

○角田委員長 これより本案並びに修正案を一括議題として討論に付します。討論は通告順にこれを許します。

菊川忠雄君。

○菊川委員 私は國家公務員法の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案、この二つに對して、日本社會黨を代表して反対の意を表したいと存じます。

國家公務員法の今回の改正の意図するところは、マ書簡に基いて、日本の國家公務員制度をより民主的に、能率的に改正するといふ点にあることは、われ／＼もマ書簡の趣旨について十分に了承いたしておるところであります。従つてわが日本社會黨として、この趣旨に基いて、國家公務員制度の改正に對しましては、十分に慎重審議して、合

その他の修正部分につきましては、大体本委員會において熱心に審議されたところでありまして、本委員會の討議の模様から見まして、各委員ともこれに賛意を表せられるところのものであると、私は確信いたしておるのであります。私は確信いたしておるのであります。私は確信いたしておるのであります。

以上簡単に修正案提出の理由を申し述べた次第でございます。

○角田委員長 これより本案並びに修正案を一括議題として討論に付します。討論は通告順にこれを許します。

菊川忠雄君。

○菊川委員 私は國家公務員法の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案、この二つに對して、日本社會黨を代表して反対の意を表したいと存じます。

國家公務員法の今回の改正の意図するところは、マ書簡に基いて、日本の國家公務員制度をより民主的に、能率的に改正するといふ点にあることは、われ／＼もマ書簡の趣旨について十分に了承いたしておるところであります。従つてわが日本社會黨として、この趣旨に基いて、國家公務員制度の改正に對しましては、十分に慎重審議して、合

理的かつわれ／＼の責任あるところの方針を持つて参つたのであります。その趣旨をいたしますところは、マ書簡の趣旨を十分に具体化するともに、一方においては、今日の労働階級に與えられておられるところの、基本的な人権を擁護し、さらに他面におきましては、日本の労働組合運動の健全な発展に資する、これによつてさらに一層日本の労働組合運動によりまして官廳の民主化が進み、また公務員制度がより能率的になり、さらにこれによつて官公廳全従業員諸君の幸福と福祉が守られて行くことを期する点にあつたのであります。その要点をいたしましては、労働者の基本的な人権は、國家公務員の場合においても原則として尊重をせられなければならない。この原理は國家公務員制度の改正にあたりまして、常に一貫して尊重確認されなければならないところであると信ずるのであります。

第二は、日本の公務員は國家機關の一部として行動するところの、従来いゆる官吏というほかに、勤務を提供することを主体とするところの、多数のいわゆる「官公廳の従業員を含んでおられるものであります。これは特にアメリカその他のような、高度に発展したところの官公廳の制度とは異なるところの、特殊な事情に置かれるのであります。でありますからこゝういふ事情においては、勤務者の團結権、団体交渉、その他団体行動の権利という、これらの憲法における基本的な人権は、みだりに制限をすべきでないといふことをわれ／＼は信ずるのであります。第三の点としては、かような基本的な人権を尊重すべきでありますけれども、

も、今日國家の公益を擁護するため、政府職員に特別の制限が課せられるという場合もわれ／＼は認めるのであります。しかしながらこゝういふ場合においては、單に制限を與えるのみならず、同時に政府に対して、常に政府職員の福祉並びに利益のために、十分な保護の手段を講じなければならぬ義務を負わせておるのでありますから、政府は公務員に対して生活を保障しなければならぬ。このことなくして國家公務員制度を改正いたしまして、場合によりましては逆の効果を生むのではないかといふことを、おそれるのであります。

第四の点としては、封建的な官僚主義を打破し、官廳機構の民主化をはかるといふことは、公務員の健全な労働組合運動の発展にまつところが大であります。これは從來の実績によりまして、何人も認めるべきところがあると思ひます。その運動の自由とその水準といふものは、日本が國際的な協力の上に立つといふことを目標とする場合においては、廣く國際的に認められておりますところの勤務者の権利と照應して、常に考えられなければならないと思ひます。

第五の点としては、公務員が公的な立場において、國家機關の一部として行動する場合には、公共の福祉あるいは全体の奉仕者、こゝういふ建前から、個人として有するところの基本的な人権の行使と調和し得ないところの場合にはもちろんございします。そういふ場合においては、ただ漠然たる公共の福祉あるいは全体の奉仕者といふことでなく、あくまでも基本的な人権が、國家と調和し得ないところの條件が明確な場合において、これに対するところの制約が加えられるといふことを、われわれはやむを得ないものとして認めるのであります。こゝういふふうな点から、常に國家公務員に対する、いろいろの基本的な人権その他に対するところの制限は、慎重に考えられなければならないといふことを信ずるのであります。

こゝういふ立場からわれ／＼は常に慎重に對策を考へて参つたのであります。その結果として今日の國家公務員法の改正案を見ます場合において、幾多の欠陥、幾多の不合理、さらに根本的な欠陥すらあるといふことをわれ／＼は認めるのであります。これを修正をするこゝとなくしては、國家公務員制度の一部修正といふことは、目的を達しないのであるといふことを信ずる次第であります。従つてこれに対する修正の事項としては、私もほゞまず第一に、労働三法及び船員法を適用から除外するといふことは反対であります。て、むしろ從來通り労働三法及び船員法を適用する。第二には適用範囲であります。これをやはり現行法通りとするこゝと、これをやはり現行法通りとするこゝとはもちろんのこと、さらにその後のいろ／＼の経験に鑑みまして、幾多追加すべきものがあると思ひます。第三としては人事院の民主化、さしあつて規則の中の重要なものは法律をもつて規定し、または國家公務員法中に明記をしなければならぬ。さらにまた權威のある民主的な諮問機關を設けなければならない、こゝういふ点をわれ／＼は考へるのであります。第四には政治活動の制限を撤廃するといふことが必要であると考えるのであります。殊に政府職員が政党の地方役員となるこゝとを認めなければならない。また現在公選によつて公職にある者に対しましては、少くとも任期まではその兼職を認めるといふことでなければならぬといふ考へるのであります。さらに罰則などを見まして、これを逐條的に、あるいは一つ／＼について審議をいたしますならば、きわめてその間においては不均衡、不備の点が多いのであります。これを整備し、さらにまた全体を緩和するといふことが必要であります。特にこの中には、他の民間の労働組合運動において見られないところの、労働争議をなしたかゆえに、これが処罰の対象になつていくといふやうなことは、絶対にわれ／＼が容認し得ないところでありまして、また第六の点として、組合専従者を認めなければならない。これを少くとも人事院規則の中で明瞭にしなければならぬといふことを考へるのであります。第七といひましては、これに関連いたしますところの政令二百一十号であります。これをやはり廃止をすべきである。これは從來すでに幾多の議論のある問題でありますけれども、從來の議論並びに行きかゝりばしばしば指きましても、この際これを廃止して、そうして單に國家公務員のみならず、地方公務員に対しても、この適用を免れしめるといふことでなければ、今後幾多の弊害が生ずることをわれ／＼はおそれるのであります。

最後に第一條関係でございますが、たとえば第一條におきまして、その目的においてはやはり積極的に公務員の福祉、利益といふものを保護するといふやうな面が、十分に現わなければならないといふことを考へるのであります。

これらの点につきましては、すでに本案審議中におきまして、しばしば述べた点でありますから重複を避けまして、従つて、私もほゞこゝういふ点からいたしまして、すでに先般國家公務員法の一部を改正する法律案に対するところの社會黨の修正案を用意いたしまして、事務局まで提出をいたしておつたのであります。この内容は時間の關係上省略いたしますが、そのおもな点といたしましては、第二條のいわゆる適用の範囲において、十三という項目において、「現業職、公團その他これ等に準ずるもの職員で、法律又は人事院規則で指定するもの」、十四に「單純な労働に雇用される者」、十五に「連合國軍の需要に應じ、連合國軍のために労働に服する者」、十六に「國會職員及び裁判所職員」、十七に「教育職員」、これらのものは當然適用を除外し、いわゆる特別職として明確に規定すべきであるといふことをわれ／＼は主張するのであります。これらの理由につきましては、これは申し上げる必要もなく、すでにおわかりのことであると思ひるのであります。

またその次に先ほど申しましたところの人事院の民主化といふ点からいたしまして、第二十六條の二として「人事院規則の定めるところにより人事諮問委員會を置く。人事諮問委員會は、人事院規則の制定、職員の分限、懲戒その他重要な事項について、人事院の諮問に應じ又はこれに建議するものとする。」こゝういふ條項を當然入れるべきであるといふことを考へるのであります。

さらにこの法案の眼目でありまして、こゝの第九十八條であります。こゝ

こゝの第九十八條であります。こゝ

これはいわゆる団体交渉権の制限、団体協約の否認でありますけれども、私どもはこの條項に対しては、絶対に反対をせざるを得ないのであります。従つてこの九十八條は、改正規定は全部削除するといふことを主張したものであります。同様に第九十一條並びに第九十二條の政治運動の制限につきましても、この改正規定は削除し、現行法でもつてとどめるべきであるといふことを主張したものであります。

さらにそれに付随いたしましたので、附則第十六條におきましては、労働三法並びに船員法の適用を除外するといふことが不適当であるから、当然削除すべきである。かように考える次第であります。

こういうような点につきまして、詳しく申し上げましたれば相当時間を要します。この提出を予定いたしましたおりましたところの修正案がございまして、これを明瞭を略して、議事録におとめを願ひたい、このことを申し添えておきます。かような事情で、わが日本社会党におきましては、根本的な修正案をもつて臨む用意をいたしておつたのであります。本日午前四時ごろに、突如として衆議院議長より議院運営委員会に対するところの申入れによりまして、ある特殊の事情のため、この社会党の修正案は遂にこの委員会に提出することの不可能な事情に立ち至つたのであります。かような事情からいたしまして、私どもはこゝうした修正案をもつて臨むべきであるにかかわらず、この一部を改正する法律案、並びにこれに対するところの修正案、この二つに対して、わが党自身の信念をもつて主張するところの修正

案を提出して、本委員会に審議を仰ぐことができない。かような事情に立ち至りました以上は、この不備なるところの修正案、並びにこれに対するところの不満足なるところの修正案、この二つに對しまして、われわれは十分の審議ができないといふことを信じます。

このことに本案に對しましては、わが社会党といつたしましては二つながら反対をいたす次第であります。私どもは今日の内外の情勢をいへると檢討いたします。際々とかわりの二つあるところのこの情勢の中において、今日のこの一部改正案並びに修正案、かようなものはやがて近き將來に、わが党の主張するがごときところ

の、根本的な修正案によつて立て直さなければならぬところの時期が必ず來ると思ふのであります。(拍手)われわれはこの國會の權威のために、また將來日本の労働対策の健全を世界に示すために、さらに日本の公務員制度の明確なるところの擁護のために、絶対にわれわれの信念を曲げることができないのであります。かような立場からいたしまして、根本的な修正を持ちながら本案に反対をいたす次第であります。

○角田委員長 根本龍太郎君。
○根本委員 私は民主自由党を代表いたしまして、民主党の高橋君提出の修正案に賛成し、修正案を除くその他の政府原案に賛成いたすものであります。理由につきましては、時間の關係上これを省略いたします。(拍手)
○角田委員長 水野實郎君。
○水野委員 私は社会革新党を代表いたしまして、ただいま議題となつてお

る法律案、及び民主党の修正案の二つの案に對しまして、反対意見を述べるものであります。

一昨々日二十七日、野党各派の共同提案をもつて、本改正案と、公務員の賃金ベースを含む追加予算とは不可分のものであるといふ、すなわち同時審議すべきものであるといふことが、本會議におきまして可決決定されていることは、諸君も御承知の通りでございます。かかる追加予算案は昨晩六時ごろ、政府があつてふために出したものであります。従つてその内容の檢討もできず、ちよつと拜見すればき

めてわけのわからないものであります。なほ賃金ベースもまだ未確定であるのであります。従つてかくのごとき重要法案を審議半ばにして可決するといふことは、國會の權威のため、國民に對する忠実なために、断じて反対せざるを得ないのであります。

第二に本改正案の内容を見ますると、國家行政組織法である三權分立をきわめてあいまいにする人事院制度といふがごときものができはしないかと思はれる、独裁的な箇所がきわめて多く、非常に独断的であります。重大なことは立法權から一方的に司法審議權の内容を制限しようとしております。これは改正原案の第一條の四項を御覽になればはつきりわかると思ひます。が、「この法律のある規定が、効力を失ひ、又はその適用が無効とされても、この法律の他の規定又は他の關係における適用は、その影響を受けることとがなし。」とされております。新憲法によりますと、第八十一條に最高裁判所に法令の實質的な審議權が認め

られております。そしてこの法令の實質的な審議權といふものが、單に個々の具體的な場合にとどまるのか、それとも一般的な効果を持つのかといふことに關しては、東大の宮澤教授の説によれば、そういう實質的な審議權といふものは、一般的な確定的な効力を持つのだといふ有力なる學説もあるものであります。そして新憲法において、司法權の獨立といふことを尊重する限りきわめて重大なこととあります。

また第五項に「この法律の規定が、従前の法律又はこれに基く法令と矛盾し又はこれに抵触する場合には、この法律の規定が、優先する。」といふふう

に、これまた立法權の側からいへば、いかなる法律でも司法權が活動するからといふことは自由である。それなのに一方的にそういう制限をやつております。これは立法權の優越といふ新憲法における一つの原則を利用いたしまして、行政權がきわめて独断的な宣言をなしたと見られるのであります。同時に労働者の基本的人權が無視されている点、あるいは公務員の正当な立場において獲得された既得權の消滅とか、労働三法より除外されていふとか、政治活動の制限は追放者と同じような立場に置かれてい

るのであります。憲法によつて保障されておる営業労働者の基本的な權利を抹殺し、民間労働者にまで影響せんとするものであり、独占資本家の權頭の前夜の顔を取扱ひ得るのであります。

つあることは事實であります。そういうふうな趨勢がまた元の狀態にもどつてしまふことは、非常に重要なことではないかと思ふのであります。とにかくわれわれは極東十六原則並びに日本憲法に明示されたところの、労働者の基本的權利をあくまでも確保すべきであると思ひます。しかし日本に民主化に寄與すべきであると信じます。本改正案並びに民主党の修正案に指摘する点は数限りなく修正箇所は残つておるのであります。しかも人事院規則の定むるところにより、あるいは人事院指令という箇所が五十数箇所もあるものであります。本法によつて人事院に委任立法をさせるようなことになつてお

る。奥に重大であると思ふのであります。また一面にはわが國官僚制度と、官吏の非能率的なものも、率直に認めなければならぬのであります。がゆゑに、私は本案は十分な慎重審議を経て、また追加予算案も檢討いたしました。よりよき改正案をなすべくわが党に用意があるので、本案は第四國會期に再提案を要求するものであります。従つて現在の狀態では、本改正案には反対をするものでござい

ます。

○大島(多)委員 私は國民協同党を代表いたしまして、國家公務員法改正案並びに民主党の修正案に對しまして、わが党の所見を申し上げます。

ただいま上程になつております政府原案は、これを詳細に検討いたしますと、その構想においてまことに苛烈、立法史上まれに見る法案であります。にわかに賛意を表しがたきものである。本法案が一度天下に公表されるや、社會の各方面から、

勤労大衆のあらゆる面から、あらゆる労働者団体からの改選反対の声がこううとして起り、ちまたに満ちたのであります。ちようど衆議院におきましては公聴会の席上でも、一部資本家の代表を除きましては、その大多数の公聴人は、政府原案に対してその不当を指摘したのであります。各組合代表は申すに及ばず、中労委の代表も、労働経験者の代表の人たちも、一齊にその非を攻撃したのであります。しかしわれわれはここに一面深く反省しなればならぬものを見出すのであります。何がゆえにかかる法案が提出されなければならなかつたかということであり、敗戦後の致命的な経済的苦境と、そのことから必然的に起り來つた道義の頹落と、個人生活の極度の窮乏は、一部急進分子の煽動もあり、やもすれば良識を失い、常軌を逸し、公務員にしてその使命を忘れ、國家を危殆に瀕するの懸念さえも生ぜしめるに至つたのであります。かかる結果、事ここに至りましたことを、われわれはなほ遺憾に思ひ、かつ悲しむものであります。同時に事ここに至りましたことは一つの生存権を脅かされた悲惨な事由に基づくものであるとも認めらるものであります。

かかる反省と認識において本法案を検討いたしますときに痛感すること、は、本法案は公務員に對し求むることはなほ多くして、與うることにはなほ少いこととあります。すなわち生活保障の薄弱なるに比して、その負担のみに重きこととあります。さらに重大なることは、この憲法に保障される数々の基本的人権を侵害するものではないかと思はれることと

規定を發見することとあります。さらにまた公務員といえども、本質的には一般労働者と何ら異なるものでないにもかかわらず、その職権のゆえに、一般労働者に比しあまりにも嚴格なる拘束を課せられるものと思はれる点があります。

教育に關しては特に重大なる関心を有するが點として痛感することは、教職員を本法案により実施することの不當なることとあります。まことに遺憾に思ふ点であります。教職員はその本来の使命からいたしまして、教育の本質的目的からいたしまして、本法案の適用の對象とするには、幾多の困難と不合理があるのであります。さらにまた公務員なるがゆえに、その団体協約を締結することの權利を奪はれたるとき、また政治活動の全面的禁止は、わが党のいかにしても納得し得ざる点であります。はなはだ遺憾とするところであり、さらにまた本法に列記せる罰則は不当に重きに失し、公務員としていたずらに萎縮せしめ、かえつて低能率を來す憂いなしとしないのであります。次に人事院のことに言及しますと、その権限のあまりに強大にして、一朝その運用を誤らんか、官僚ファシヨの危險を招來する憂いなしとせず、何らかの慎重なる考慮の余地を有することは、万人の認むるところであります。

以上数々の不満の点を列挙しなげら、なおかつわが党の最後の結論としては、本法案に對し賛意を表せざるを得ない理由は、かかつて緊迫せる客觀情勢にあるのでありまして、わが党としてはまことに忍びがたきものがあるのであります。よつて本案に對して

は、最近の國會において根本的な修正案を提出する權利を保留して、政府原案並びに修正案に賛成する次第であります。

○角田委員長 玉井祐吉君。

○玉井委員 私は労働者農民黨を代表いたしまして、國家公務員法を一部改正する法律案、並びに民主黨提案の修正案、その兩者に對して反対の意思を表明するものであります。この法案はすでにたび／＼審議せられた、アメリカのいわゆるスポイル・システム自体を排除しようとする、アメリカの國家公務員法を輸入した形において提案されておりますけれども、わが國においてはかような制度は、今もつて存在したことはなく、同時にわが國の現在の實情に合致しないものがあるからであります。

さらに第二にこの法案は、公務員制度を政黨の權力のそとに置くことを目的としておりながら、事實上その結果においては、かえつて國會の權力自体が制限されるような形を呈するからであります。

その次に、この人事院が行政官廳の一部に屬してゐるにもかかわらず、さらに司法權の一部である裁判所職員、並びに國會職員にも、その威圧を加へ、同時に行政權の優位を誘起し、その結果日本の國の、現在行われておるところの民主的な制度に對して、大きな影響を與へることを考へなければならぬのであります。

次に反対する理由の一つといたしまして、われ／＼がこの人事院規則を見した場合に、この人事院規則は、さつきの水野君の方において指摘されたように、廣汎な委任事項をまかすものであ

つて、憲法上當然認めらるべきものではなくして、むしろこの人事院規則は、法律の手續によつて行はるべきであるにかかわらず、この点が留保されておられません。

次に、公務員は第百二條の規定において、廣範圍に政治活動が禁止されておりますけれども、憲法上認められた集會の自由を奪奪する等のときは、絶対に許しがないものである。むしろわれ／＼としては、單に、勤務時間において政治活動をなすべきではないという程度の制限にとどめるべきものではないかと考へておるのであります。

さらに、労働者が團結して労働者が團結して労働する權利は、資本主義的な機構のもとにおいて、低賃金、労働強化並びに自由なる首切りに対抗するところの、一つの正当防衛の權利として認められておるのであり、同時に、この公務員法を見た場合に、それらの点がいささかも保障されてはおりない關係上、あくまでも労働三法その他は、當然公務員にも認められなければならないと考へておるわけでありす。

さらに、働く公務員制度自体、その確立の趣旨はまことに賛成する次第であります。しかしながら、人事委員會が人事院となり、官僚勢力の温存をなし、その結果日本の官僚主義的な傾向をさらに強めるおそれがあるものであります。むしろこの際、一つの民主的な代表——人事官並びに公務員代表等をもつて、一つの諮問機關制度を置くべきであると考へておるのであります。

次に、第百三條において「私企業からの隔離」といたしまして、かつて公務員として奉職しておつた者が、五箇

年間勤務しておつた職務と密接なる關係のある職務に關しては、二箇年の間は就職してはならないという規定があります。しかしながら自由なる首切りが認められておるのかかわらず、かような規定をおくといふことは、實に公務員法自体が、しかもその自由なる首切り自体の中に、病氣のため、あるいは公務傷害によつても首切りが行はれるようなことがありますが場合には、職を離れた公務員自身の今後の生活というものを、いささかも考慮してない点であると考えざるを得ないのであります。しかしして罰則全体に對しては、われ／＼としてはむしろ酷にすぎるものである。かえつてこの罰則は排除し、單に公務員としての關係を離れるべきであるというように理解しておるのであります。

以上の諸點を通じて、現在提案されておる政府原案並びに民主黨の修正案のいずれにも反対するものであります。同時に申し上げておきたいことは、予算の賃金ベースの問題並びにこの公務員法に反對の意向というものは非常に強く、特に先ほども指摘されたように、同時審議の院議がなされておる關係上、やはりわれ／＼としてはかかる取扱いに對しては賛成しがたいものが多々あるものであります。ただいま私の机の上にありますところの諸君の書自体は、これは宇都宮の國鉄の諸君の家族を加えて約七万人の人々の署名である。同時にこの中には、七千三百円ベースを維持せられて、保障してほしい——生活が困るという点と同時に、ただいま申し上げましたような諸點に關する國家公務員法全体に對する

反対の意向というものが盛られた陳情書であります。

以上の点から私どもがこのたびこれに反対し、同時にわが党といえし、独自の立場において修正案を提出いたしましたけれども、この修正案も各種の事情によつて、提案することができなくなつたわけでありまして、しかしながらこの修正案の一部のうち、特に重大な点は、ただいま申し上げた最も重大な点に關して、この修正案を起草しておいたわけでありまして、現在事務の方におきまして、この修正案が保管されておりますので、後ほど政府におかれまして、一應ごらんをいただきます。この法案を通過して日本の民主化の立場から、この法案に對しては絶対に反対するということを表明する次第であります。

○角田委員長 徳田球一君。

○徳田委員 私は日本共産党を代表しまして、政府の提出しておりますこの修正案、また民主黨の出しております修正案に反対である。のみならず、こういう公務員法というものは、かけらさへも残してはいかぬ。全部一掃すべきものであると信ずるものである。そも、この公務員法というものは、公務員の一切の権利を奪ひ、これを中へ入れて、そうしてこれを奴隷にしようという政策である。何らこの公務員法によつて益するところのものはない。すべて社会の進歩を害するのみならず、日本の現在の経済においても、この公務員法のあることは、日本経済を破壊するものである。日本の政治を破壊し、腐敗、墮落させ、日本

の社会をまつたく破壊に導くものであると信ずるのである。そも、この公務員法につきまして、これを制定するにあたり、また改正するにあたり、公務員を保護すると言われておる。しかし、一体この法案を見て、どこに公務員を保護している点があるか、公務員の一切の権利を奪ひながら、何で保護ができる。この点につきまして、さらに私は今度出された予算を見なければならぬ。これは院議によりまして、この公務員法は予算と並行して審議すべきであるということを決定して、おるにもかかわらず、これは今さつき出て来たばかりであり、ちつともこれと並行して審議されておらぬ。しかるにここにおきまして予算を見ますと、これは三千七百九十一円の水増しを、約四割引上げるため必要な経費を盛るといふことになつておる。でありますから、これは五千三百七十四円四十銭になつておる。五千三百七十四円四十銭で今實際食えますか。人間を食えなくしておいて、どこに保護がある。組合があるのは、この食えなくせられることに對して闘争して、そうして食えるようにすることにあらう。食えるようにしない限り社会は腐敗する。現に今高級官僚もみんな腐敗墮落しておる。幾多の不正事件がどん／＼わいて來てゐる。不当取引委員会が忙しくてたまりない。きょうもまたやるのであるけれども、実にたゞさん、もうほじくればほじくるほど、たゞさんある。實際は、過剰労働をしても手当ももらないのに、上の方やつは、過剰労働も金をもらつておる。これは今通信省関

係でも、國鉄でも、またほかの官廳でもどん／＼現われておる。こういうことをしておるのに對して、労働者が團結をしてこれに抗議をしないという法があるか。この抗議をする一切のものを、この公務員法において窒息せしめておる。あらゆるものでこれをしばつておいて、少しでもこれに反対すれば、すぐ監獄へぶち込む、すぐ罰金をとる。そういうばかことが一体どこにある。それでもつてどうして公務員を幸福にすることができまうか。こういうことをすれば、結局政府の行政は腐敗しなければならぬ。この腐敗したものをいかに大事故が試験をするとかいふ成績を見ても、絶対にできるものではない。人間は食えなくなれば、いかなることをするかかわかるものではない。食えなくなつたときには、同じ人間の肉を食うのではない。そういう窮乏に陥れることが、どうして幸福だと言えるか。さらにわれ／＼はもつと考へなければならぬ。なぜならば、この予算におきましては、実にひどいことが書いてある。というのは、こういうわけである。これには歳入におきまして、源泉課税の所得税、すなわちこれは主として労働者階級からとる所得税であります。これが四八・五％、すなわち大体五〇％増である。また入場税のごとき、これも主として一般大衆が納めるのであるが、これも三三・五％ふえる。それから世の中を腐敗墮落せしめるところの馬券税のごときは、一九〇・五％ふえる。

○角田委員長 徳田君に御注意申し上げます。この際討論の趣旨を進めてください。

○徳田委員 すなわちその討論の趣旨は、この予算が大家を搾取するという点において、一層の犯罪をしておるという点をわれ／＼は述べなければならぬ。さらに、この予算におきましては、こういうことを言つておる。給與の予算の不用額が七十七億圓、これだけこの前に使われなかつたものを予算にもどしておる。これを見ますと、實際予算定員より実定員が非常に少いことを意味しておるのである。これは實際上官切りということを見せしておる。民自覚吉田内閣は、いかに上官切りが好きであるかを、よくこの予算が示しておる。さらにわれ／＼が見なければならぬのは、この人間がふえておる点におきまして、昭和七年を一〇〇といひますれば、勤任いわゆる一級官は六五四、すなわち六・五四倍にふえておる、二級官もまた六一七、すなわち六・一七倍にふえておるのに、三級官、すなわち判任官は三七七にしかなつていない。すなわちふえ方がだん／＼下りまゐり、判任官はずつと少い。雇その他ものは政府から資料が出ておりませんが、おそらくもつと／＼低いに違いない。しかも実人員が少い。それは何を意味するか。それは労働者に對していよ／＼ますます労働強化をし、いよ／＼ますます過剰労働時間を課し、そうしてこれを實際に死に至らしめつたことを意味する。しかもこの過剰手当をくれないのである。現在肺病の状態などもどん／＼ふえつた。そのほかからだの状態もずつと悪くなりつつある。こんなことをして公務員が幸福になるか、日本民族全体が自滅することになる。いんや憲法においてわれ／＼が有する権利……。

○角田委員長 簡単に願います。

○徳田委員 すなわち憲法が規定しておるものを、こういう法律でもつて剝奪し、さらに人事院規則で剝奪することになつておる。でありますから、われわれはもつと言いたいことがたくさんあるけれども、そんなことを争つてもしつたがたいから、これだけにどうもしておきますけれども、この公務員法を施行することは實際できないと思ふ。これをやれば日本が崩壊するからである。行政も何も崩壊するからである。だからこの公務員法は、實際は形式的な形ばかりになる。すでに政令二百一十号でさへ形ばかりになつておる。實際実行できないのである。この政令二百一十号はボツダム宣言違反である。労働組合十六原則にも、憲法にも違反しておることは世界的に定評のあるところである。いんや公務員法が世界の民主主義的方向に反しておることはもろんである。従つてまた講和促進もむだになる。平和促進を院議においてやりながら、一方においてこういうことをすることは、日本民族をして世界の仇敵に持つて行くことになるから、われ／＼はこれに反対である。われわれはこれに對して闘争するであらう。

○角田委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより政府原案並びにそれに対する修正案を一括議題として採決いたします。

採決の順序はまず修正案について採決した後、原案を採決いたします。それではこれより採決いたします。

高橋禎一君提出の民主党修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○角田委員長 起立多数。よつて本修正案は可決いたしました。(拍手) 次にただいま修正と決しました部分を除いた政府原案について採決いたします。賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○角田委員長 起立多数。よつて政府原案は修正案のごとく決定いたしました。(拍手)

この際本案に関する委員会の報告について、おはかりいたします。これを先例によりまして委員長及び理事に御一任をお願いと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○角田委員長 御異議ないと認めます。それでは委員長及び理事において作成した上、議長に提出することいたします。

これにて暫時休憩いたします。

午前六時十九分休憩

〔休憩後は開会に至らなかった〕

〔参照〕

國家公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により別冊に掲載〕